

## 松田町請負工事成績評定採点基準

### (目的)

第1 この基準は、松田町請負工事成績評定要領第4条第1項に基づき、工事成績評定の採点に関し必要な事項を定める。

### (評定の方法)

第2 評定者は、別添「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」又は「審査項目別運用表（小規模工事）」により行うものとする。なお、1件の契約で土木工事、建築工事等、2種以上からなる工事については、主たる工事で行うこととする。

### (評定内容)

第3 各評定者は、次のことについて、1件の請負代金額が250万円以上から500万円未満までは、審査項目別運用表（小規模工事）により評定を行うこととする。

#### (1) 監督員の評定内容

監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」及び「創意工夫」とする。

#### (2) 担当課長の評定内容

ア. 担当課長は、「施工状況」、「工事特性」、「法令等の遵守」及び「総合評価技術提案」とする

イ. 「法令等の遵守」は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行状況を考慮して行うものとする。

なお、本審査項目は、工事完了後において該当する事実が生じた場合にも評価の対象とすることができる。

#### (3) 検査員の評定内容

ア. 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」とする。

イ. 1件の契約の複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で行うものとする。

2 各評定者は、次のことについて、1件の請負代金額が500万円以上は、工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表により評定を行うこととする。

#### (1) 監督員の評定内容

ア. 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」、「技術力の発揮」及び「創意工夫と熱意・努力」とする。

イ. 「技術力の発揮」及び「創意工夫と熱意・努力」については、担当課長と協議のうえ評定することとする。

#### (2) 担当課長の評定内容

ア. 担当課長は、「施工状況」、「社会性」及び「法令等の遵守」とする。

イ. 「法令等の遵守」は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行状況を考慮して行うものとする。

なお、本考査項目は、工事完了後において該当する事実が生じた場合にも評価の対象とすることができる。

(3) 検査員の評定内容

- ア. 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」とする。
- イ. 1件の契約の複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で行うものとする。

(評定点の算定方法)

第6 評定点の算定は、次のとおりとする。

- (1) 各評定者が、考査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計を標準点65点に加えたものを評定者の評定点とする。
- (2) 当該工事の評定点合計は、「法令等の遵守」を除いた各評定者の評定点に、工事成績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数から、「法令等の遵守」の評点を減じた点数とし、小数点第一位四捨五入により整数で表示するものとする。

(総合評価のランク)

第7 工事成績評定の総合評価のランクは次のとおりとする。

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	他の模範とする優秀な工事
B	75点以上 80点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上 75点未満	標準的な工事
D	55点以上 65点未満	今後改善すべき事項
E	50点以上 55点未満	改善すべき事項が多い工事
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い工事

附則

この基準は、平成23年4月1日より適用する。